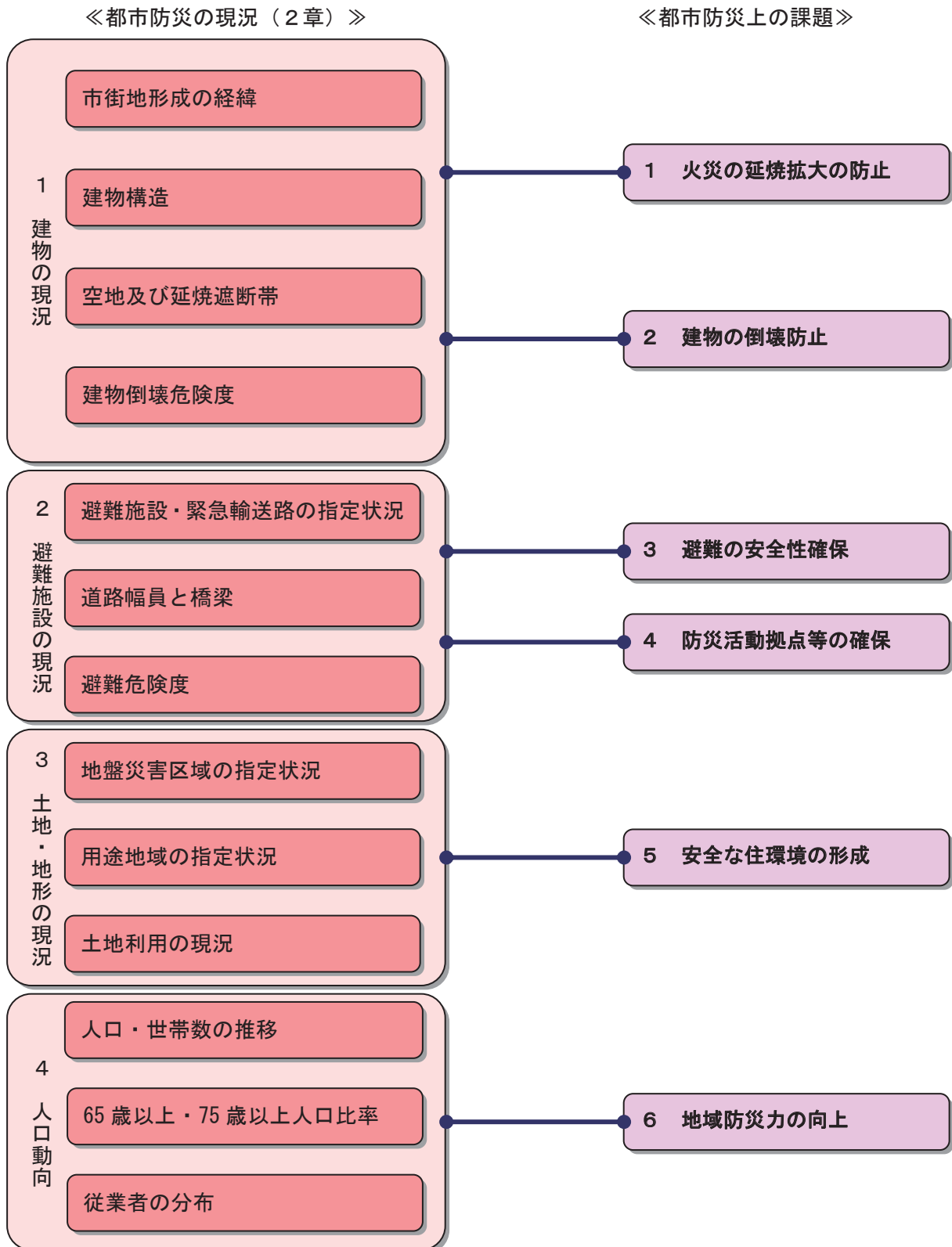


### 第3章 都市防災の課題

本章では、第2章「都市防災の現況」から、都市防災上の6つの防災課題を設定し、課題に対する資源の分布を各防災課題ごとに示す。

図表3-1 都市防災の現況と課題



### 3-1 火災の延焼拡大の防止

早くから市街化が進んだ市域外縁部では、木造建物が密集した市街地が形成されている。大規模地震の発生時には火災により、人的被害や建物被害が甚大となることが考えられる。


火災の延焼拡大を防止するためには、道路沿道の建物の難燃化、未整備の都市計画道路の整備などにより延焼遮断帯を構築することが必要となる。そのため、現況を踏まえて、重点的な整備地区を検討する等の対策が必要となる。

また、防火水槽などの消防水利を保全し、地域における初期消火能力を向上させていくことも必要である。

### 3-2 建物の倒壊防止

大規模地震の発生時、老朽建物を中心に多くの建物が倒壊する恐れがある。建物の倒壊は、人的被害とともに、道路閉塞による避難、消火・救助・救急活動への影響や地域の復旧・復興面での障害になる可能性がある。そのため、老朽建物の耐震診断と補強工事を促進していく必要がある。


#### < 火災の延焼拡大の防止が必要な地区 >

課題図凡例		考え方
火災の延焼拡大の防止が必要な地区		木造の建物が密集し、災害時に火災が起きた際に燃え広がりやすい地区

#### (対象地域)

綾北地域（大上住区）、寺尾地域（寺尾北住区・寺尾南住区）、早園地域（小園住区）、綾西地域（綾西住区）、綾南地域（長坂上住区）

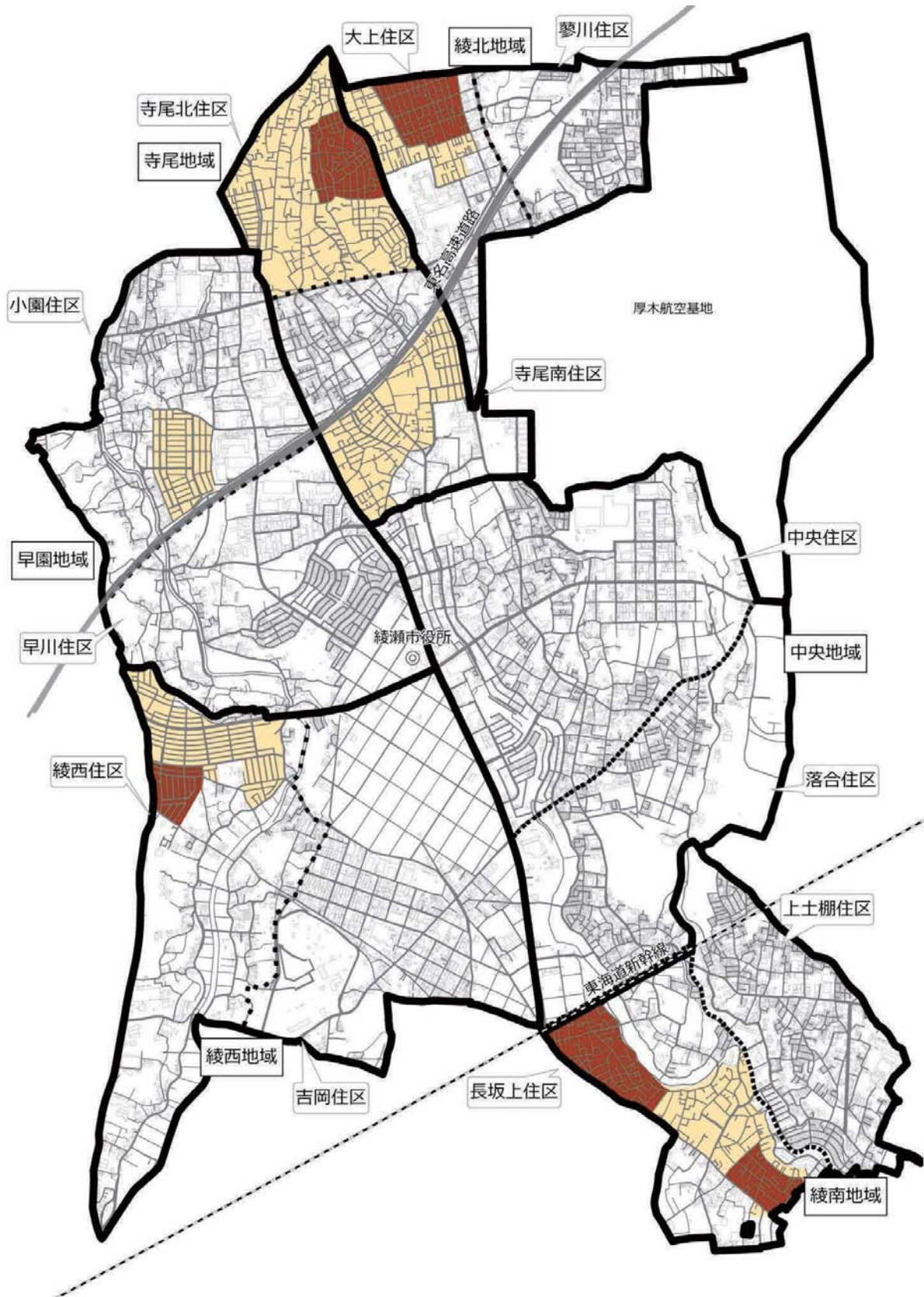
#### < 火災の延焼拡大かつ建物倒壊の防止が必要な地区 >

課題図凡例		考え方
火災の延焼拡大かつ建物倒壊の防止が必要な地区		火災の延焼拡大の防止が必要な地区であり、さらに建物の建築年代や構造等から建物倒壊の危険性も高い地区

#### (対象地域)

綾北地域（大上住区）、寺尾地域（寺尾北住区）、綾西地域（綾西住区）、綾南地域（長坂上住区）

図表 3-2 「火災の延焼拡大の防止」及び「建物の倒壊防止」に関する課題の分布図









### 3-3 避難の安全性確保

木造建物が密集している市街地では、大規模火災の発生時に市民の安全を確保するため、避難地、避難路を整備することが必要である。

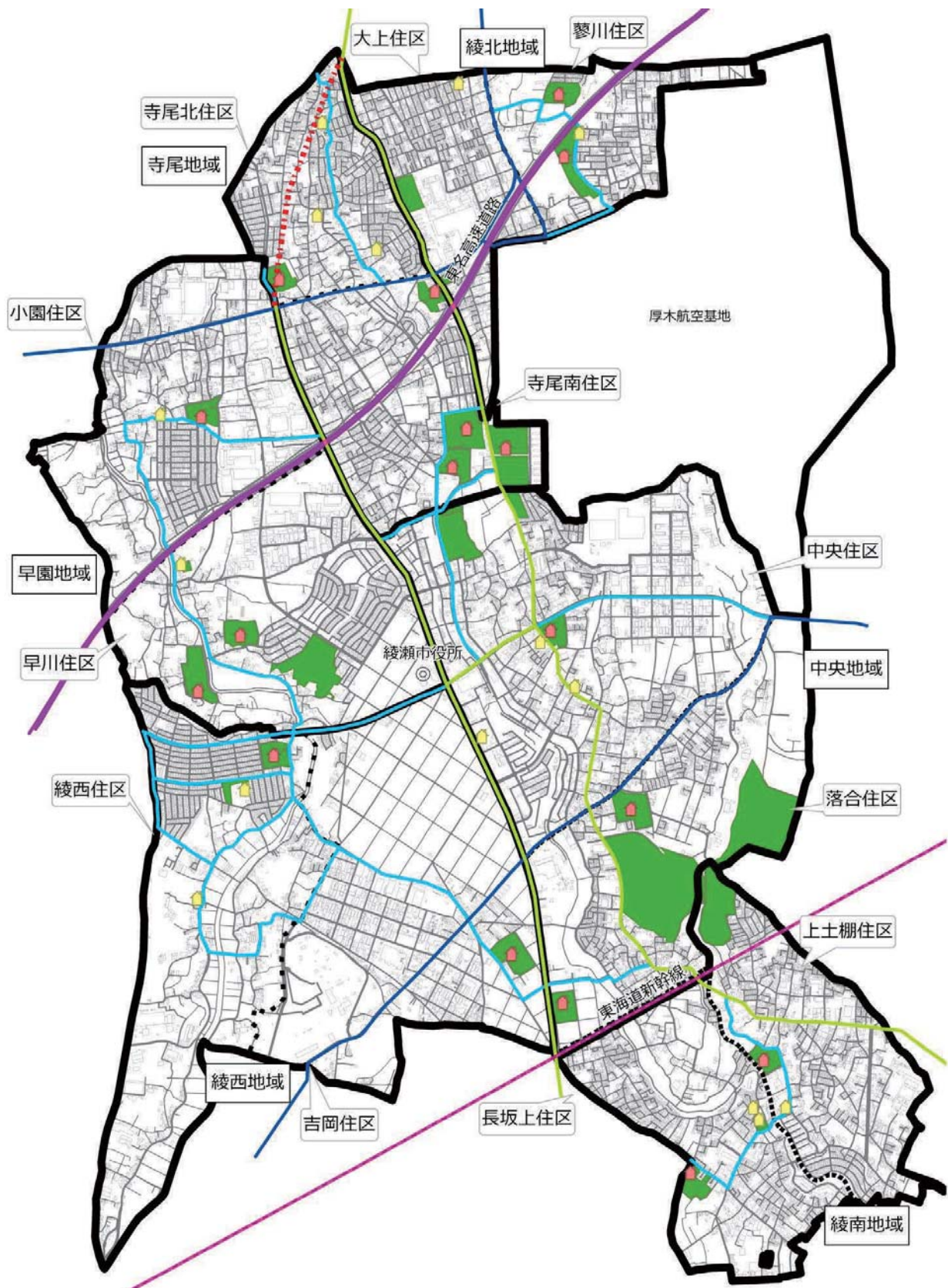
大規模地震発生時における指定避難施設周辺の火災の延焼、また、東名高速道路、東海道新幹線等の地域間の分断要素を考慮した防災基盤施設の整備が必要である。

### 3-4 防災活動拠点等の確保

都市基盤施設や延焼遮断帯の確保など予防対策を推進するとともに、地区の防災活動の拠点となる公園・広場等の整備が必要となる。また、それらの施設相互を連絡する道路ネットワークの形成を推進する必要がある。なお、一次避難所については避難所運営マニュアルがあり、避難所運営委員会の平常時の役割も重要となる。

＜地域を分断する恐れがある要素＞		
課題図凡例		考え方
地区を分断する要素		災害時に落橋等により、通行不可となった場合、地区間の交通に大きな影響を与える施設（東名高速道路、東海道新幹線）
(対象地域) 綾北地域（蓼川住区・大上住区）、寺尾地域（寺尾南住区）、早園地域（小園住区・早川住区）、綾南地域（上土棚住区）		
＜緊急輸送路＞		
課題図凡例		考え方
緊急輸送路（一次）		高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線
緊急輸送路（二次）		第一次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線
緊急輸送路（市指定）		市の防災活動上必要な避難場所を連絡する路線
(対象地域) 全域		
＜緊急輸送路になりえる路線＞		
課題図凡例		考え方
緊急輸送路になりえる路線		現在、未整備の路線であるが都市計画決定されており、将来、緊急輸送路になりえる路線
(対象地域) 寺尾地域（寺尾北住区）		
＜防災活動拠点＞		
課題図凡例		考え方
広域避難場所		火災の延焼などにより一時避難場所が危険な状態になった場合に、避難する場所
一次避難所		家屋の倒壊等により自宅に居住することが困難な場合に一時的に避難生活を送る場所
二次避難所		二次避難所は、一次避難所開設後、一次避難所での避難生活が困難（妊産婦、傷病者、心身障害者、高齢者、乳幼児等）と思われる世帯がある場合に、必要に応じて開設する場所
(対象地域) 全域		

図表 3-3 「避難の安全性確保」及び「防災活動拠点等の確保」に関する課題や資源の分布図





### 3-5 安全な住環境の形成


勾配の大きな市街地や土砂災害危険箇所等については、発災時に予測される被害に対して、対応方法を検討した上で、土地の利活用をしていくことが必要である。



また、安全な住環境形成のための資源として、緑や自然的土地利用の活用を検討していくことも重要となる。都市化により、市街地では緑が減少してきているため、火災時に延焼遮断効果のある緑を保全していく必要がある。また、市街化調整区域には、まとまった緑地や農地があり、貴重な防災上の資源となっているため、引き続き、土地利用の規制・誘導を実施していく必要がある。

住宅と工業、住宅と商業等、用途が混在する場合に生じる危険性についても配慮が必要である。住宅と工業など用途が混在した地区では、災害時の被害が一般的な住宅地よりも複雑化する懸念がある。一方で、日中は従業員等により人手が確保されることから、防災に関する対応力が高い地区としても期待できる。

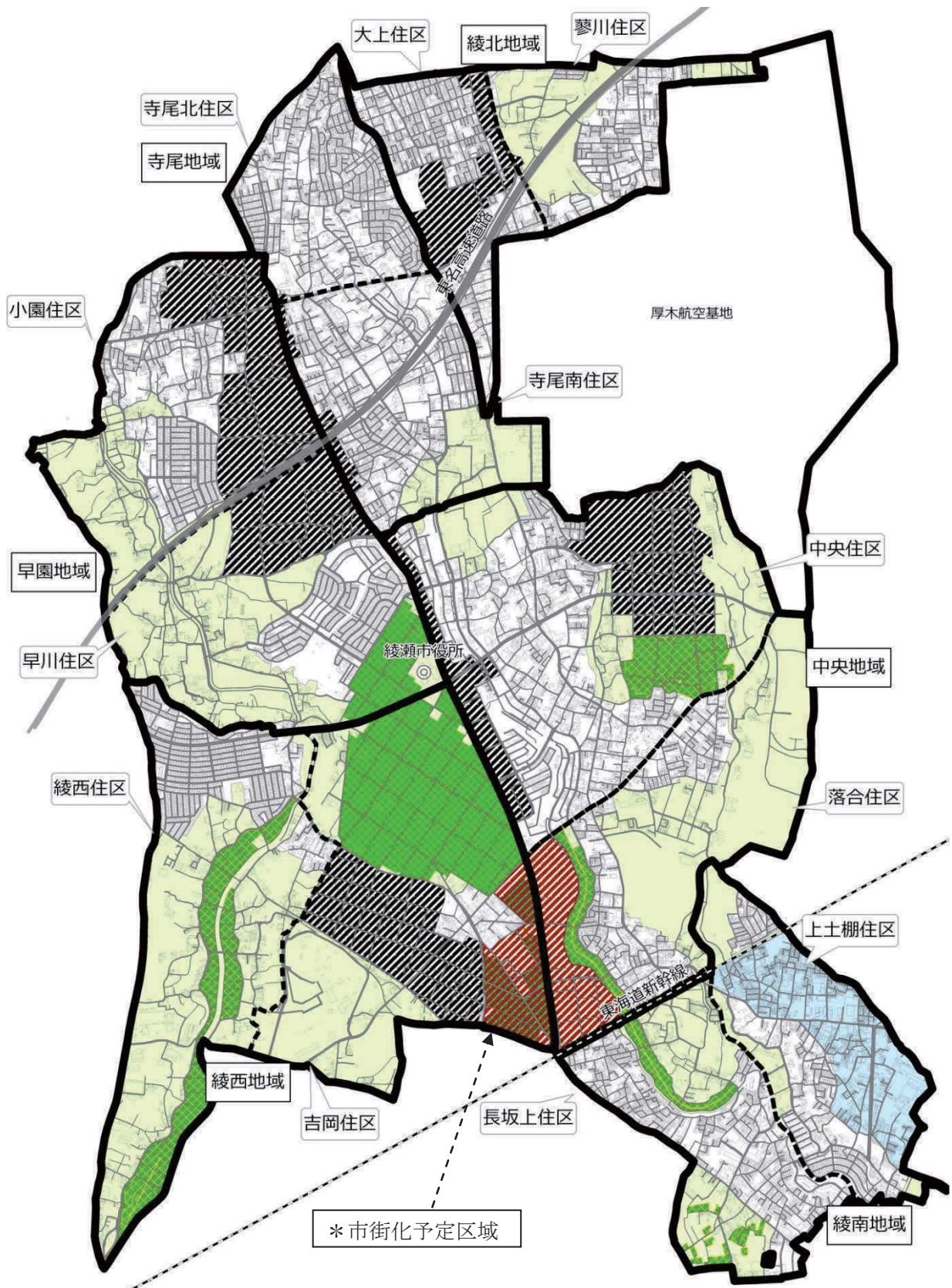
課題図凡例		考え方
市街化調整区域		都市計画法により市街化を抑制すべき区域として定められている地区 (オープンスペースが多く、災害時の有効活用方法を検討できる)
<b>(対象地域)</b> 綾北地域(蓼川住区)、寺尾地域(寺尾南住住区)、早園地域(小園住区・早川住区)、綾西地域(綾西住区・吉岡住区)、中央地域(中央住区・落合住区)、綾南地域(上土棚住区・長坂上住区)		

課題図凡例		考え方
不燃化済地区		非木造の建物が集中しており、不燃化が進んでいる地区 (延焼拡大等の防止に役立つと考えられ、主に工業用地や業務系用途として利用されている)
<b>(対象地域)</b> 綾北地域(蓼川住区・大上住区)、早園地域(小園住区・早川住区)、綾西地域(吉岡住区)、中央地域(中央住区)		

課題図凡例		考え方
住工混在が見られる地区		住宅系用途と工業系用途が混在している地区 (発災時の被害が一般的な住宅地よりも複雑となる懸念がある一方、日中も従業員等により人手が確保されるため、防災に関する対応力が高い地区としても期待できる)
<b>(対象地域)</b> 綾南地域(上土棚住区)		

課題図凡例		考え方
農振農用地①		規模が大きくまとまった農地 (延焼拡大等の防止に役立つとともに、市全域における防災上の資源として災害時の活用方法を検討することが望ましい)
農振農用地②		まとまった農地 (延焼拡大等の防止にも役立つとともに、近隣の地域における防災上の資源として災害時の活用方法を検討することが望ましい)
<b>(対象地域)</b> 農振農用地①：早園地域(早川住区)、綾西地域(吉岡住区) 農振農用地②：綾西地域(綾西住区)、中央地域(中央住区・落合住区)、綾南地域(長坂上住区)		

図表 3-4 「安全な住環境の形成」に関する課題や資源の分布図





### 3-6 地域防災力の向上

地域の現況として、高齢者及び従業者の多い地区を抽出した。高齢者は災害時要援護者となる可能性が高いが、日頃の防災活動の担い手としても期待できる面もある。また、従業者においても帰宅困難者として支援が必要となる場合がある一方、地域と企業との協力関係が築けた場合、地域の防災活動の担い手となると考えられる。地域の状況を踏まえた「自助」、「共助」、「公助」を検討し、それぞれの立場でできることを担っていくことが地域防災力の向上につながると考えられる。

兵庫県南部地震、新潟県中越地震、能登半島地震、東北地方太平洋沖地震等では、地域のコミュニティが被災後の応急、復旧、復興に大きな役割を果たした。

そのため、地域の防災課題の公表・周知、防災知識の普及により、住民の防災に対する意識を高める、「自助」、「共助」、「公助」の視点のもとに、地域の防災まちづくり活動を協働で進め、地域の防災力の向上を図っていくことが必要である。

課題図凡例		考え方
65歳以上人口比率が高い地区		65歳以上人口の総人口に占める割合が30%以上の地区 (地域の状況を把握し、更には自治会等の活動を通して、日常的に地域の状況確認等を行なえる人材を多く有しているが、一方、将来的に災害時の要援護者が増加することが懸念される)
75歳以上人口比率が高い地区		75歳以上人口の総人口に占める割合が15%以上の地区 (大規模地震発生時に自らの力だけでは避難が困難であり、他世代の地域住民からの援助が必要となる可能性が大きい世代が多い)

(市街化区域内のみ表示)

(対象地域)  
寺尾地域(寺尾北住区)、早園地域(小園住区)、綾西地域(綾西住区)

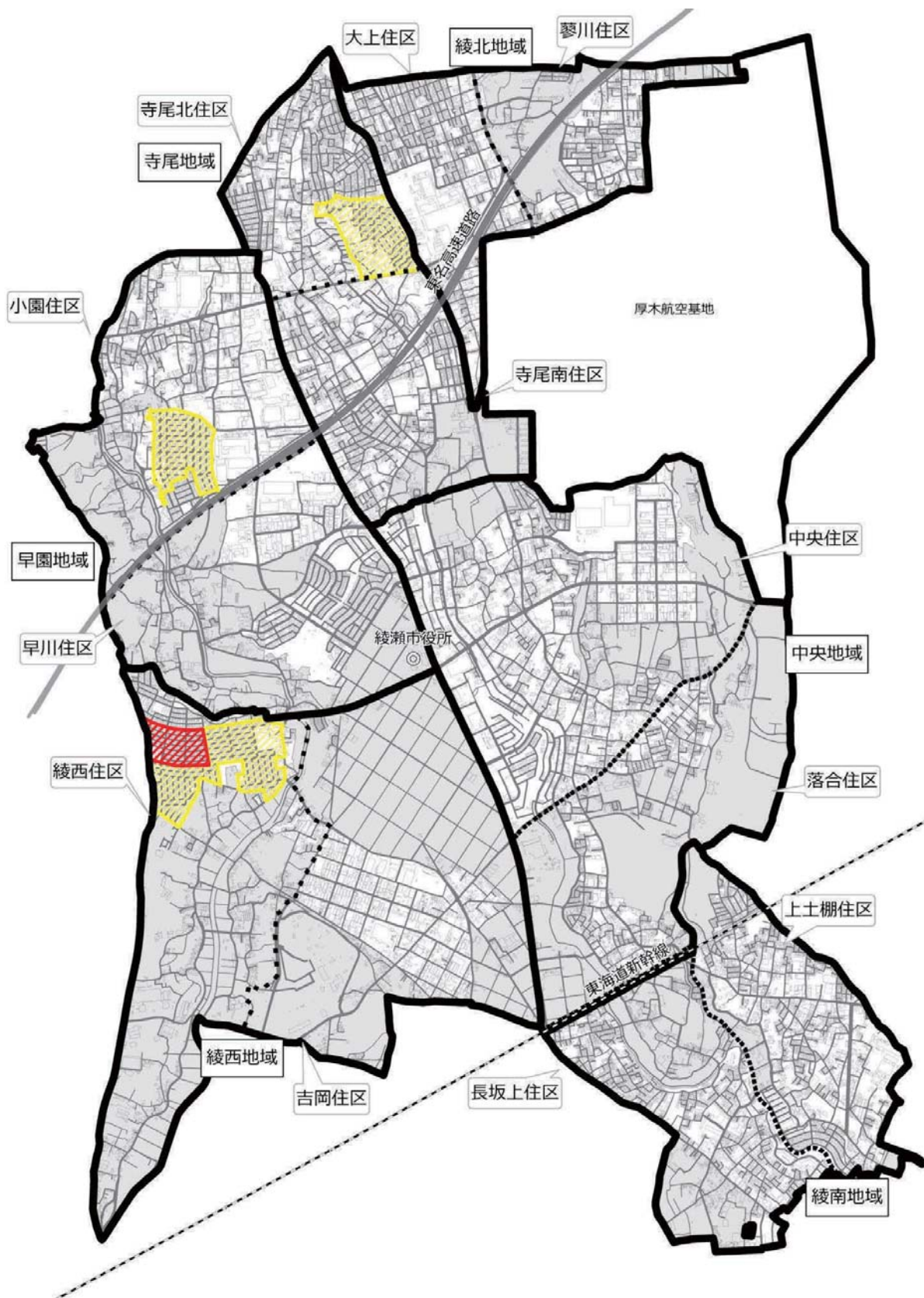
=====

全国平均	65歳以上人口比率	23.1%
	75歳以上人口比率	11.2%
綾瀬市平均	65歳以上人口比率	20.7%
	75歳以上人口比率	7.0%

出典：平成22年国勢調査



図表 3-5 「地域防災力の向上」に関する課題や資源の分布図



## 第4章 防災まちづくりの基本方針

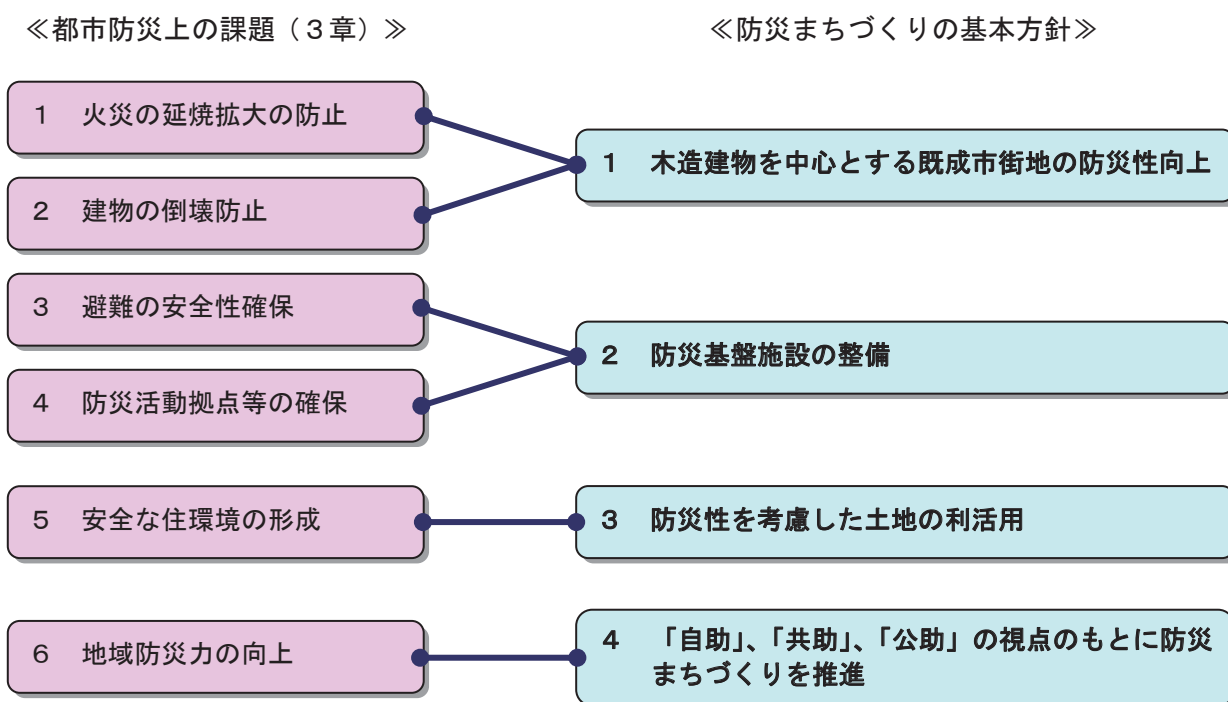
本章では、「新時代 あやせプラン 21」と共に、「あやせ都市マスタープラン」や「綾瀬市地域防災計画」に基づき、地域の特性を踏まえた綾瀬市の防災まちづくりの基本方針を定める。

「綾瀬市防災まちづくり計画」で位置づける方針は、土地利用の規制・誘導、防災基盤施設整備、市街地整備など、都市計画行政における様々な施策と一体的な関係にある。

また、「あやせ都市マスタープラン」の「都市防災に関する方針」の内容を充実するものとして、その他の整備方針との連携や総合性に配慮しつつ、実現化を図り、まちづくりの柱の1つである「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進していく。

そのために、本計画では図表4-1に示す4つの基本方針を定める。

図表4-1 都市防災の課題と基本方針



## 4-1 木造建物を中心とする既成市街地の防災性向上

### (1) 方針

木造建物が多い既成市街地では、火災の延焼拡大や建物倒壊の危険性が高い。

未整備の都市計画道路の整備、防火水槽などの消防水利の保全、避難地・避難路の確保、建物の耐震化・難燃化、昭和56(1981)年の建築基準法施行令改正(新耐震基準)以前に建てられた木造住宅の更新を促進し、既成市街地の防災性向上をめざす。また、相続等に伴う敷地の細分化による建て詰まりを防ぐため、地区計画を検討する。

特に都市基盤施設が未整備な地区では、地区内における消防活動や避難経路の確保のため、狭あい道路整備を進める。また、避難時の安全性確保のため、避難地周辺や避難経路沿道の建物の難燃化を促進する。

### (2) 方針達成のための主な取り組み

#### (建物の防災性向上)

##### 【木造建物の耐震化・難燃化】

- ・市民は、所有する建物が木造の場合、必要に応じて、その耐震化や難燃化に努める。

##### 【木造住宅の耐震診断及び耐震化に対する助成】

- ・市は、木造住宅の耐震診断及び耐震化に対する助成を進める。

#### (周辺環境の防災性向上)

##### 【防災性向上を地区計画で誘導】

- ・市は、地区住民等の地区計画によるまちづくりを誘導・支援し、市民や事業者と連携のもと、敷地の細分化防止や狭あい道路の改善等、地域の防災性向上をめざす。

##### 【延焼遮断機能を持つ道路の整備】

- ・市は、延焼遮断機能を持つ都市計画道路の整備に努める。

##### 【消防水利の保全】

- ・市は、防火水槽などの消防水利の保全を進める。

##### 【避難施設・避難経路の保全】

- ・市は、地域住民と協力し、避難地周辺や避難経路沿道の建物の難燃化や、狭あい道路の整備を促進し、避難時の安全性確保する。

## 4-2 防災基盤施設の整備

### (1) 方針

災害時の安全性を確保するために、避難時の安全性確保と地区レベル、広域レベルそれぞれの活動の拠点となる場所の確保が必要である。

災害時における避難者の安全性を考慮して、現在の避難方式は、一時避難場所に指定されている公園等に避難した後、大規模な火災の発生時には、火災による輻射熱から身を守るために、広域避難場所に避難することとしている。一時避難場所から広域避難場所までの避難路のネットワーク化を図り、避難路沿道の建物の重点的な耐震化と難燃化を促進するとともに、避難計画を策定することが望ましい。

また、応急・復旧期において、避難者支援・物資供給等を速やかに行うための緊急輸送路のネットワーク強化に努める。地震の際、広告塔・看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、「神奈川県屋外広告物条例」及び「道路法」に基づき、設置の許可申請及び設置後の維持管理に関する改善指導を一層強化していくよう努める。

### (2) 方針達成のための主な取り組み

#### (避難時のための整備)

##### 【市全域での避難計画の策定】

- ・市民、事業者及び市の連携のもと、避難計画の策定を進める。

##### 【避難経路沿道の建物の重点的な耐震化、難燃化】

- ・市は、市民や事業者と連携し、避難経路沿道の建物の耐震化、難燃化を誘導する。また、3・3・1寺尾上土棚線他、未整備の都市計画道路の整備に努める。

##### 【避難経路の安全確保対策（ブロック塀、落下物等）】

- ・市は危険性の高い老朽化したブロック塀等の調査を行うとともに市民との連携のもと、避難経路沿道のブロック塀等の改修・更新を誘導する。事業者は、看板や自動販売機などの落下・転倒防止対策に努める。

##### 【広域避難場所までの緊急輸送路のネットワークの強化】

- ・市は、広域避難場所相互を連絡する避難路ネットワークを形成する。また、緊急輸送路に指定されている橋梁については、耐震化するとともに定期的な点検を行い、災害時においても通行可能な状態とするための安全性確保に努める。

##### 【緊急輸送路の緑化推進】

- ・市は、市民及び事業者との連携のもと、緊急輸送路沿道に延焼遮断効果の高い樹木の植樹を誘導する。

#### (避難施設の整備)

##### 【避難施設の防災機能の充実】

- ・市は、避難時の安全性を高めるため、避難地周囲の建物等の難燃化を誘導する。また、市が避難施設を整備する際には、マンホールトイレ・かまどベンチ等避難時に利用できる防災に資する設備の充実に努める。

##### 【市全域及び住区単位等の活動の拠点施設整備】

- ・市は、市民との連携のもと、延焼危険度の高い住区における広域避難場所周辺の建物の難燃化

を促進し、避難者の安全性を確保する。また、広域避難場所及び避難路等の避難施設については、段差の解消、誘導設備の設置等を推進し、誰もが円滑に避難活動ができるようバリアフリー化を進める。

**【公共公益性の高い建築物等の耐震診断及び耐震強化】**

- ・市は、病院等、不特定多数の市民が利用する施設の耐震診断・耐震補強工事を事業者が実施するよう誘導する。

**【社会福祉施設等の耐震性の確保】**

- ・高齢者や障害者等の災害時要援護者が、多数利用する社会福祉施設の管理者（事業者及び市）は、施設の耐震診断・耐震補強工事を計画的に進める。

## 4-3 防災性を考慮した土地の利活用

### (1) 方針

安全な住環境を形成するために、災害時の安全性を考慮した土地の利活用を図り、防災性を高める必要がある。

そのため、市街化区域内の農地のうち、生産緑地については、貴重な防災資源として「綾瀬市緑の基本計画」に基づく空間の確保や活用に努める。また、都市計画緑地についても、防災上の活用を図ることのできる空間であり、その確保に努める。市街化調整区域内などのまとまった農地については保全に努め、災害時の避難地や防災活動拠点等として、活用を検討する。

また、ハザードマップ等をもとに災害時の危険性を考慮した土地利用の規制・誘導を検討する。なお、土地利用が混在した地区については、災害時の多様な被害を想定の上、対策を検討する。

原則として準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く区域のうち、建ぺい率 60%以上、かつ、容積率 150%以上の区域について準防火地域を指定している。今後とも、延焼危険度が高い地区では、建物の耐火性の強化を誘導するため、必要に応じて建物の難燃化に向けた対策を進める。

市街化調整区域については、防災上有効な空間であるため、計画的に行う面的整備を除き、現行土地利用の維持に努める。

### (2) 方針達成のための主な取り組み

#### (オープンスペースの防災資源としての活用)

##### 【市街化区域内農地の保全】

##### 【生産緑地地区の地域の防災資源としての活用】

- ・生産緑地地区の他、市街化区域内の農地について、一時避難場所としての活用可能性等を地域住民で検討し、活用を図る場合においては、市民（地権者）と市による協定締結により、その空間の確保に努める。

##### 【農業振興地域農用地の災害時活用の事前協議等】

- ・市役所周辺の農業振興地域農用地について、災害時の避難地、防災活動拠点及び仮設住宅用地等として、その活用方法を地域住民及び市で検討する。また必要に応じて、市民（地権者）と市の間で、災害時の活用に関する協定を締結する。

#### (防災性を考慮した土地利用の検討)

##### 【土砂災害危険箇所における土地利用の規制・誘導】

- ・市は、土砂災害危険箇所に関する情報を市民や事業者に周知するとともに、建物の建築について規制するように努める。

##### 【住工混在地区に適した防災性向上方法の検討】

- ・災害時の被害を軽減するため、事業者と地域住民とが連携した防災訓練の実施などを検討する。

#### 4-4 「自助」、「共助」、「公助」の視点のもとに防災まちづくりを推進

##### (1) 方針

起こりうる地域の被災状況について、市民、事業者及び市が共有認識を持ち、「自助」、「共助」、「公助」の相互の責任、役割分担について事前に合意し、防災まちづくり活動を協働で進める。

##### (2) 方針達成のための主な取り組み

取り組みについては、「第6章 計画の実現に向けて」で示す。